

マルチ・マルチまがい商法

販売目的 浄水機・健康食品・化粧品・婦人下着

勧誘手口 商品を買って会員になり、友人・知人に売ったり、加入者を増やすことで大きな利益が得られると勧める。

注 意 実際にもうかるのは、一握りの上位者だけ。大半の人は、買わされた商品と借金だけが残ることになります。

資格商法

販売目的 受講料・教材

勧誘手口 「資格を取れば、仕事を紹介する」と言ってもうけ話に乗せ、〇〇士・〇〇主任といった公的資格が簡単に取れるかのように電話で勧誘。あいまいな返事をすると、契約は成立したと迫る。

注 意 強引なセールストークや再三電話で契約を迫られたら、きっぱり『ノー』という勇気が大切です。



悪質商法

内職商法

販売目的 販売代理店の登録料・ワープロ

勧誘手口 ブランドの販売代理店(ブランド品のチラシ配り)になると、毎月収入が得られる。ワープロを練習して、当社の基準に達すれば仕事を紹介すると電話で勧誘される。

注 意 チラシを配っても収入につながらない、なかなか基準に合格させてもらえず仕事を紹介してもらえない。仕事を始める前にお金の掛かるものは注意が必要です。また、代理店は、クーリングオフができません。

催眠商法

販売目的 羽毛布団・磁気マットレス

勧誘手口 安売りや商品の宣伝を目的に、駐車場や貸し店舗などに人を集め、日用雑貨を無料で配り、面白おかしいやりとりで、最後には高額な商品売り付け

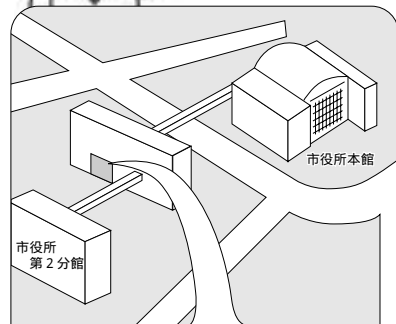
注 意 日ごろ在宅している人や高齢者が狙われています。近寄らないことが一番です。

困ったときの相談は

消費生活センターへ



消費生活
センターは
ここ!!



市役所第1分館1階
(228 - 8100)

プライバシーにかかわることは厳守
します



エステで次々契約
若い女性の相談が増えています

勧誘手口 エステからの無料体験の電話があり、店に行き勧められるままにコースを契約。通っているうちに、化粧品や新たなコース契約など次々に勧められ、断りきれず幾つも契約してしまい、気がついたら支払いきれない状態になっていた。

注 意 長期で高額なコース契約はトラブルのもとです。1回ごとの現金払いが、少額なコースが無難です。